

## 工事カルテ特記仕様書

(工事カルテ作成及び登録)

第1条 請負者は、工事請負金額500万円以上の工事について工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を得た後に(一財)日本建設情報総合センター「以下JACICという。」に登録しなければならない。

2 必要とする登録の種類は下記のとおりとする。

(1) 工事請負金額が500万円以上2,500万円未満の場合、受注登録を行うものとする。

(2) 工事請負金額が2,500万円以上の場合、受注登録・変更登録・竣工登録を行うものとする。

3 登録後JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 竣工時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。

(3) 施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更の日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

4 工事カルテの登録については、下記によるものとする。

〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアベニュービル

(一財)日本建設情報総合センター (JACIC)

電話：03-3505-0463、FAX：03-3505-8985